<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築担当係長等会議「事前課題」シート</u>

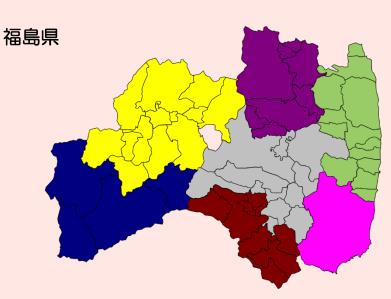
福島県

みんなで進める 福島県の精神障がい者地域移行

福島県では・・・

- ●自立支援協議会のワーキンググループである『精神障がい者地域移行・地域定 着検討会』を中心に、地域移行が進む仕組みを検討しています。
- ●H27年度からは、各圏域の『コアメンバー』や保健福祉事務所を中心に、圏域 毎の検討の場と関係機関のネットワーク強化を図っています。

県又は政令市の基礎情報



取組内容

【人材育成の取り組み】

- ・みんなで進める精神障がい者地域移行促進研修会
- 精神科訪問看護人材育成事業

【精神障害者の地域移行の取り組み】

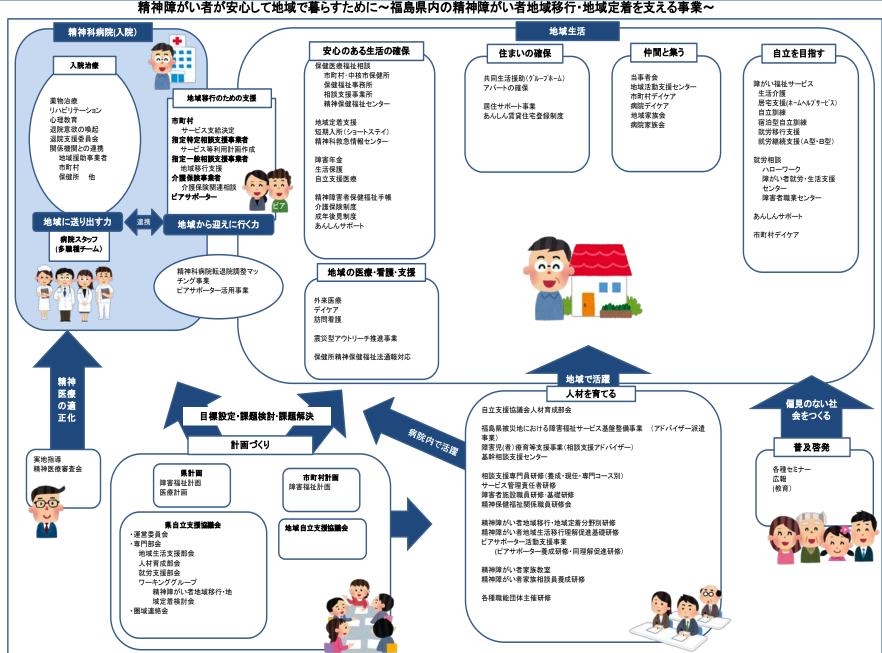
- 精神障がい者地域移行 地域定着検討会
- ・ 圏域ネットワーク強化研修
- ピアサポータースキルアップ研修
- 精神障がい者理解促進研修会
- 精神障がい者アウトリーチ推進事業
- ・精神科病院入院患者地域移行マッチング事業

基本情報

障害保健福祉圏域数(H29年5月 末)	7力所				
市町村数(H29年5月末)	59市町村			59市町村	
人口(H29年6月1日現在推計)	1,885,709人				
精神科病院の数 (H29年6月末)					30病院
精神科病床数(H28年5月末)	6,919月				6,919床
	3か月未満:923人(18.8%)				
入院精神障害者数	3か月以上1年	年末	満:677	7人	. (13.8%)
(H28年6月末)	1年以上:3,300人(67.3				
(_				5:2,107人
					:2,793人
					点:61.0%
退院率(H28年6月末)	入院後6か月時点:82.0%				
	入院後1年時点: 基幹相談支援センター				
相談支援事業所数	<u></u>				
(H29年6月1日)	一般相談事業所数:38ヶ所特定相談事業所数:134ヶ所				
ニーニー					X:1047/// ビス:78人
(H29年3月)					ス:435人
保健所(H29年5月末)	1270		3,022		8力所
(自立支援)協議会の開催頻度 (H28年)					3回/年
精神障害にも対応した地域包括ケ	都道府	県	有・無	ŧ	1 力所
アシステムの構築に向けた保健・	障害保健福祉圏	域	(有) 無	É	6力所
医療・福祉関係者による協議の場 の有無と数	市町	团村	有•無	É	力所
精神保健福祉審議会(H29年度					2回開催予定
※H29年1月時点					

|精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

精神障がい者が安心して地域で暮らすために~福島県内の精神障がい者地域移行・地域定着を支える事業~



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域(例)

関係機関の役割		
	協議体の名称 設置根拠	(○○市の場合)
市町村ごとの保 健・医療・福祉 関係者による協	協議の内容	
議の場	協議の結果としての成果	
障害保健福祉	協議体の名称 設置根拠	(県中圏域の場合)県中圏域精神保健福祉にかかるワーキンググループ
圏域ごとの保 健・医療・福祉 関係者による協	協議の内容	・協議体設置の背景及び概要等についての共有 ・県中管内の地域移行に係る実態調査の実施について
議の場	協議の結果としての成果	・圏域で地域移行推進体制及びネットワークを強化していくための検討を行った。 ・圏域の地域移行の実態把握調査を実施した。 ・地域包括ケアシステムの必要性を再確認し、高齢分野との連携強化を図った。
	協議体の名称 設置根拠	福島県精神障がい者地域移行促進検討会 (県自立支援協議会地域生活支援部会のWGに位置づけている。)
都道府県ごとの 保健・医療・福	協議の内容	・圏域ごとの取組状況の共有、圏域の課題を吸いあげ県全体の課題を検討。 ・地域移行の実態把握調査の実施及び地域移行促進のための媒体作成
祉関係者による 協議の場	協議の結果としての成果	・H28年度には、全圏域で検討の場を設置することができた。 ・課題の共有及び検討にとどまらず、実態把握調査や媒体作成など、検討会が主体となった実践的な取組ができている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

	H23	H24	H25	H26	H27	内容
精神障がい 者自立生活 支援事業	(特対事 (全体		(†	食討会)		【検討会】・・・実施主体は障がい福祉課。(委託事業) ・開催回数:年2回。 ・内容:各圏域の取組の共有、県全体の課題の共有 ・参集者:各圏域から医療、福祉、行政など約30名 ・H26年度からは自立支援協議会地域生活支援部会の ワーキンググループとしている。
地域生活移 行圏域連絡 [会		(圏均	或連絡会	()		・各保健福祉事務所が設置する圏域連絡会において、地域移行について協議する。 ・圏域によっては、ワーキンググループを立ち上げている ところもある。
ピアサポー	(養	成研修)				・実施主体・・・障がい福祉課。(委託事業)
事業			[(体制图	と備)	・実施主体:精神保健福祉センター ・H26年度〜ピアサポーターが活動するための登録制度 と、活動を支援する事業所向け研修を開始。
精神障がい 者アウトリー	(要	綱遵守型)				・2病院に委託し実施した。
チ推進事業		(震災	炎対応型	!)		・実施主体: 障がい福祉課 (委託事業) ・活動範囲: 相双地域
理解促進基 礎研修		(理	解促進基	基礎研修)	・実施主体:各保健福祉事務所 ・内容:一般住民向けの精神障がい者の理解促進のための研修会。 ※H23は、障害者自立支援対策臨時特例基金事業として、 GH入居に関する一般住民向け研修会を実施。

平成29年度 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業イメージ図

送り出す側

迎えに行く側

対象者

精神科医療機関

医療(訪問看護・デイケア等)

地域援助事業所・障がい福祉サービス事業所等

一般住民

⑤ピアサポーター活動支援研修 【精神保健福祉センター】

・・・医療機関向けに、ピアサポーターを退 院促進に活用してもらうための研修を精 神保健福祉センターが行う。《5ヶ所》

⑦精神科訪問看護基本療養費算定要件 研修会【⑦⑧補助】

・・・訪問看護ステーション向けの研修 《年1回》

- ⑧精神科訪問看護レベルアップ研修会
 - ・・・精神科訪問看護従事者向け研修会《年1回》

④精神障がい

者理解促進研

修会 【保福】

・・・ 各圏域で一般 住民を対象に行う 研修会《年1回》

③地域移行圏域ネットワーク強化研修 新

⑥ピアサポータースキルアップ研修 【委託】

・・・ピアサポーター向けのスキルアップ研修。《3日間研修を1回》

②みんなで進める精神障がい者地域移行促進研修会【障がい福祉課】

・・・・県全体の研修会。地域移行関係職員の資質向上及び各圏域の取組の共有。《年1回》

①精神障がい者地域移行促進検討会 【委託】

・・・地域移行に係る県全体の検討の場。《年3回開催》

事 業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

- 1. 圏域連絡会の下部組織として、地域移行に関する協議の場が各圏域にある。
- 2. 県全体でも、各圏域の状況を共有し課題を検討する場や、人材育成の場がある。
- 3. 各圏域にコアメンバーがおり、県全体の地域移行推進チームができている。

課題

- 1. 地域移行に関する現状分析が出来ていない。
- 2. 医療と福祉の連携が、圏域によってばらつきがある。
- 3. 地域移行に携わる人材が不足している。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	3,515	3,841	3,300
2	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	6	12	15
3	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	未把握	未把握	12
4	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	_	25	_
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	17	35	35

【記入上の留意点】

③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。

※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。

⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 平成29年度の取組スケジュール

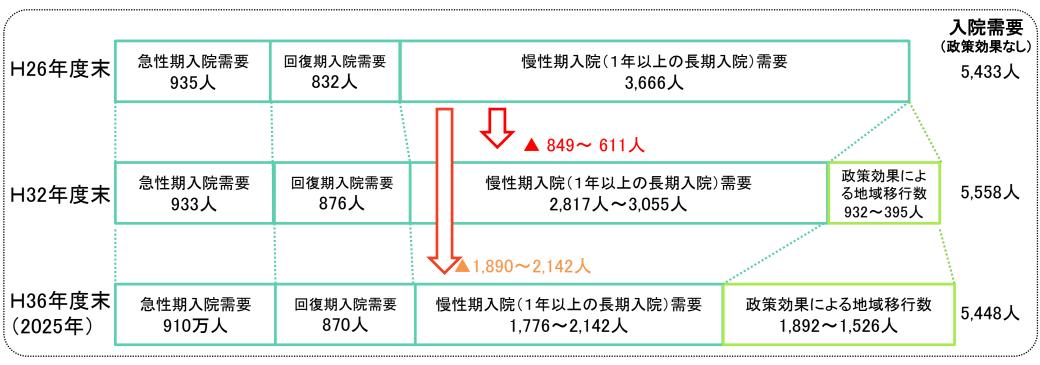
平成29年度の目標

- 1. ピアサポーターの雇用者数の増加をめざす。
- 2. 圏域ごとの関係機関のネットワークを強化し、圏域ごとの地域移行を推進する。
- 3. 地域生活支援体制(精神科訪問看護等)の充実を図る。

時期(月)	実施内容	担当
H29年6月 ~	●圏域ネットワーク強化研修により、圏域ごとの地域移行推 進体制を強化する。	各保健福祉事務所
	●ピアサポーター活動支援事業により、ピアサポーターの雇用をめざし、福祉事業所等での実務研修を行う。	NPO法人アイ・キャン
H30年2月	●「みんなで進める精神障がい者地域移行促進研修会」で、 圏域の取組や課題を県全体で共有し、人材育成やネット ワークを強化する。	障がい福祉課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定(福島県)

● 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症 治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策

	以来	也以沙门,心区两八的芯白奴以无色,(以来劝未)	
1	地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外 (長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	1,222~918人
2	治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	550~528人

地域移行する長期入院串考数の目込み(政策効果)

③ 認知症施策の推進 - 120~80人 - 120~80人 - 120~80人 - 20~1,526人10